

2025 年 11 月 26 日

文京区長
成澤 廣修 様

日本共産党文京区議会議員団

2026 年度予算編成に対する日本共産党文京区議団の重点要望

日頃より、区政運営にご尽力されていることに感謝申し上げます。

先の参議院選挙の結果、自民党と公明党は衆議院に続き、参議院でも過半数割れとなり、自公政権は崩壊に追い込まれました。しかし、日本維新の会が自民党と連立を組み自民党から内閣総理大臣が選出されました。

高市内閣は裏金問題に無反省な上、物価高騰には無為無策で、アメリカ言いなりの大軍拡を進め、日本の国是である非核三原則を蔑ろにし、自民党政治を延命させる役割を果たしています。

こうした下で、国民の暮らしは大変です。2025 年度の最低賃金の目安は全国加重平均 1121 円でドイツ、イギリス、フランスなどの 2 分の 1 程度という低水準である一方、この 10 年間で大企業は利益を 2 倍に増やし、株主配当も 2 倍に増えているのに、労働者の賃金はほとんど上がらず、労働分配率は 51 年ぶりの低水準になっています。

トランプ政権言いなりの大軍拡は軍事費(関係経費含む)を GDP 比 2% に増額し、今年度中に 11 兆円にする事態へと進む一方、社会保障削減・負担増が押し付けられています。

これらの国の動きは暮らしと地域経済を壊すものであり、国の悪政から住民の暮らしを守る防波堤としての自治体の役割が、今ほど求められていることはありません。2024 年度の決算剰余金は 80 億円で実質収支比率は適正值の 3 倍の 10.8% であり、10 億円の財源留保を行いつつ、総基金を 538 億円確保しており、区民の暮らしと地域経済を支援する財源は十分あります。

憲法 15 条が示す国民全体の奉仕者としての自治体職員を育成・確保して増員し、住民福祉の向上と増進に区民と共に力を尽くすことが求められています。

以下、要望を 2026 年度予算案編成に取り入れて頂きますようお願いいたします。

一、立憲主義回復・戦争法廃止・原発ゼロ・平和事業拡充にむけて

- ① 集団的自衛権行使容認の閣議決定と安保法制を廃止して、立憲主義を回復するよう国に求めること。
- ② 非核三原則(核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず)は国会において全会一致で決議された国是であり、国際公約でもあることから今後も厳守し、法制化するよう国に求めること。
- ③ 戦後、日本が侵略もせず侵略もされないで「戦争しない80年」を維持してきたのは、9条による自衛隊への制約と市民の運動の結果であり、憲法第9条はじめとする改憲はやめるよう政府に強く求めること。
- ④ 日本被団協が2024年のノーベル平和賞に選ばれた今こそ、非核平和都市宣言をし、平和首長会議にも加わる区として、核兵器禁止条約に署名・批准するよう政府に求めること。
- ⑤ 2025年度の平和事業で作成した区内在住の被爆者の方の証言映像は、区公式LINEなどで視聴を呼びかけて、戦争の悲惨さと平和の尊さ、核兵器廃絶の世論を発信するために活用するとともに、区内の戦争体験者の証言映像を更に作成・活用すること。
- ⑤ 旧東京砲兵工廠跡や礪川公園地下に残る隧道は、日本における兵器製造の遺構であり、戦争、殺戮といった過ちを繰り返さないためにも、保存と活用に向けて、区として平和教育に活用するとともに平和マップに掲載して周知すること。
- ⑥ 沖縄に区立中学生を平和特派員として派遣するのに加え、唯一の戦争被爆地である広島・長崎の市主催の平和式典への派遣を行い、教育の森の被ばくアオギリの周知とあわせ報告会の開催と、報告集の普及を図ること。
- ⑦ 東京電力福島第一原発事故(2011年)は未曾有の被害をもたらし、溶けた核燃料の取り出しもままなりません。原発の新增設と再稼働はやめて原発ゼロに踏み出すよう政府に求めること。
- ⑧ 2024年6月の地方自治法改定は、国に地方自治体への広範な「指示権」を与え、住民の利益を守る仕事である「自治事務」についても国の指示を可能にし、自治体を国に従属する立場に置くもので、戦争する国づくりに自治体を協力させるためのものであり、廃止するよう国に求めること。

二、公正で民主的な区民本位の区政を実現させるために

- ① シビックセンター大規模改修(2018～2027 年度)は、先行工事や設計費・消費税を加えると、少なくとも 149 億円に達しており、凍結し工事内容と期間を見直すこと。
- ② シビックセンター大規模改修の計画期間変更と今後の経費を高騰分も反映させ明らかにすること。また、計画期間の変更、計画期間以降の将来工事の検討状況を公開すること。
- ③ シビックセンターの議会フロア改修の検討に当たっては、工事費を区民と議会に明らかにした上で再検討し、全面改修でなく LED 改修等に限定すること。
- ④ シビックセンターの改修よりも、他の区民施設、学校・教育施設、特養ホーム、保育園、公園・児童遊園、公衆・公園トイレ等の改築・改修を優先させること。
- ⑤ シビックセンター内に区民や来庁者が利用できる食堂や休憩場所を設置すること。
- ⑥ 副区長は 4 年任期で報酬総額が 6,890 万円(2024 年度時点)であり、任期を終えると退職金 1,000 万円が支払われます。副区長を二人にすることは物価高騰で区民の暮らしの厳しさが増す中、理解は得られません。副区長は一人体制に戻し正規職員を増やすこと。
- ⑦ 予算流用申請において発覚した公印偽造と有印公文書偽造の原因を解明し、二度とこのようなことが起こらないようにすること。
- ⑧ 中途退職者が 5 年で 4 倍の 55 人に達したことを教訓に、全体の奉仕者としての福祉増進に傾注する自治体職員の育成と抜本的増員、職能継承を急ぐこと。
- ⑨ 会計年度任用職員のうち年収 200 万円未満が 56%(2023 年・自治労連調査)である実態を踏まえ、墨田区、港区、杉並区、板橋区、渋谷区で実施する昇給制度を設けるなどして、会計年度任用職員の労働条件を向上させること。
- ⑩ 公契約条例に基づく委託の労働報酬下限額の時給は、2025 年度に 4 区(世田谷・新宿・渋谷・杉並)で 1400 円台に到達している一方、文京区では 1295 円に留まっています。公契約条例を制定した 13 区で最低の水準を直ちに克服し、委託は時給 1400 円以上に引き上げ、工事では設計労務単価自体の金額にすること。また、労働報酬下限額を決めるための専門部会を設置すること。
- ⑪ 指定管理は「健全な財政運営」「サービス向上」「品質志向」を標榜しましたが、総合体育館や目白台運動公園では 5 年で 4 割も維持費が増え、総合体育館プールではカビ、錆が治まらず築 13 年にして大規模改修が必要となり、サービスと品質は低下し経費が増大している現状を改善するため、以下の点について点検、検証を行い、指定管理については、直営に戻すこと。
 - ア)指定管理委託方式の全面的な検証を行うこと。
 - イ)事業者選定にあたっては、公認会計士などの専門家を入れること。
 - ウ)事業者の出納簿、総勘定元帳と専用口座残高、現金照合結果を定期報告させること。
 - エ)施設ごとの予算・決算、事業を議会所管委員会に報告し、審議を行うようにすること。
 - オ)利用者協議会等の設置で住民によるチェックシステムを構築すること。
- ⑫ 都区財調協議の対象は 23 区固有の財源であることを踏まえて配分割合の前進を都

に求めること。

- ⑬ 児童相談所の区移管は、都・区間で大きな制度変更があった時は見直し協議を行うという事例に該当するものであり、区立児相の運営に必要な財源が確実に移譲され、特別区の要望にこたえた需要算定がされるようにすること。
- ⑭ 「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」に基づき、区の施策やサービス提供体制についてバリアフリー対策とユニバーサルデザインを一気に拡充すること。また、条例の趣旨徹底のための全職員対象の研修も行うこと。
- ⑮ 湯島総合センターの改築にあたっては、区民要望を取り入れ区立保育園や銭湯なども含めて検討・具体化を急ぐと共に、建設に際してはDBO方式でなく設計・施工分離で発注で地元業者に発注すること。
- ⑯ 白山4丁目の旧最高裁宿舎跡地への認知症グループホームと小規模多機能型居宅介護施設の開設に向け、建物内に区民が使える会議室と防災倉庫を確保すると共に、外構整備を工夫することで、敷地に面する接道をB-ぐるが通過できるようにして、白山4丁目や千石地域の公共交通不便地域解消につなげること。
- ⑰ 本駒込2丁目最高裁公邸跡地は速やかに購入し、高齢者デイサービス、放課後等デイ、育成室開設に向けて地元住民の要望をよく聞き具体化を急ぐこと。
- ⑱ 小石川税務署移転後の跡地は高齢者や障害者向け公営住宅やグループホーム、育成室や放課後等デイ等、不足する福祉ニーズの充足に向けて、区として必ず取得・確保すること。
- ⑲ 大塚四丁目の東邦音大土地は小日向台町小など、学校改築時の仮校舎用地活用に留めず、テニスや少年スポーツ、園庭の無い保育園の子どもの遊び場や等にも活用すること。
- ⑳ 小日向台町幼稚園等の仮園舎として確保した小日向1丁目の銀行研修所跡地の建物・土地については購入し、小日向台町小学校の教育条件の拡充につなげること。
- ㉑ 根津2丁目に購入する藍染保育園改築時の仮園舎用地について、しおみ保育園や汐見児童館等の改築・改修時の仮施設としての活用方針を早期に立て、その後は、根津図書室を図書館へ拡充・移設し、銭湯や防災機能も併設する施設建設を展望すること。
- ㉒ 白山・千駄木交流館は2034年度以降に更新との現計画を前倒しし、速やかに改築に踏み出すこと。
- ㉓ 不忍通りふれあい館の大規模改修計画を早期に立案し、改修工事を実施すること。
- ㉔ 福祉や教育、防災ニーズの充足に向け、官民の土地・建物取得について情報収集・検討し、引続き整備につなげること。
- ㉕ 個人情報保護に係る業務は個人情報保護法と「法施行条例」に基づくようになった以降も区の「自治事務」であり、区のもつ個人情報を保護する主体を明確にした上で、正規職員増員と職能の継承・向上により、個人情報の漏えい事故を根絶すること。
- ㉖ 23区区長会も要望しているふるさと納税制度はやめるよう国に求めること。

- ②⑦ 「教育総合会議」で区長の意向を受け、教育委員会が「文京区の教育に関する研究会」の設置に留まらず、5年に1度の改定が必要な「教育振興基本計画」の改定を行わず「総合戦略」の一部にしたことは、教育が区長部局に収斂される動きと指摘してきました。2024年11月6日の総合教育会議では「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト」について、シンポジウムや教員研修に留まらず、研修内容実践モデル校の選定、カリキュラム開発、IB認定校との交流も行う広範な教育事業を協議・調整しましたが、このように区長が関与して特定の教員研修を通じ、教育内容自体を深く広く波及させることは、「地方教育行政法」改定の際に指摘した「1. 首長が交代するたびに、区の教育政策が転換され、2. 教育行政の継続性・安定性を損ない、3. 教育の自主性・自立性、4. 子どもの学習権・成長発達権を脅かす危険」との懸念が具体化されたものであり、首長による教育政策への介入そのもので認められません。

国際バカロレア研修の実施に関する教育委員会への介入経過を検証し議会や区民に報告すること。

三、物価高騰から地域経済・営業を守るために

- ① 消費税は廃止めざし5%に下げ、インボイス制度は廃止するよう、国に求めること。
- ② 中小・零細事業者を対象に、光熱水費などの固定費支援を行い、事業継続を支援すること。(2019年度実施の中小企業事業継続支援補助金は最大30万円で約4,800件、14億円を超える事業実績)
- ③ 商店街が設置する装飾灯の電力代は全額区が負担すること。
- ④ 区独自の融資あっせんの信用保証料補助と利率ゼロの借り換え融資を行うこと。
- ⑤ プレミアム付デジタル商品券事業では、各事業者が負担している換金経費(手数料やシステム利用料)を区負担とすること。紙のプレミアム付き商品券も発行すること。
- ⑥ 中小・零細事業者がコスト上昇分を価格に転嫁できるよう、価格転嫁に関する困りごとなど、どんな相談も受けることを明示した窓口を区役所や地域活動センターに設けること。
- ⑦ 建設需要を掘り起こし、関連産業への経済波及効果が明確な店舗リニューアル助成や住宅リフォーム助成を、照明LED化助成とあわせて実施すること。
- ⑧ 最低賃金の全国一律での時給1,500円への引上げと賃上げに伴う雇用主の社会保険料負担増の軽減で中小企業を支援するよう、国と東京都に求め、区も独自の賃上げ支援を行うこと。
- ⑨ 申請による換価の猶予の趣旨を更に周知し申告納税の趣旨に基づく税務行政を行うこと。
- ⑩ 消費者の「知る権利」「選ぶ権利」を確保するため、ゲノム編集食品の国への届け出を義務化し、「食品表示」を種苗、作物、食品に義務付けるよう国に求めること。
- ⑪ 国民の主食である米の市場任せの結果、需給と価格が不安定です。米不足による困難が福祉・教育施設に生じないように、実態を把握し相談にのること。米の生産・流通に政府が責任を持ち、生産コストに見合う価格保証、所得補償を実施し、義務ではないミニマムアクセス米の輸入を中止し、国内生産を増やすよう国に求めること。

四、社会保障改悪を許さず、いのち最優先を貫き区民福祉の増進を

《介護福祉について》

- ① 2024 年度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が引き下げられたため、訪問介護事業所が赤字経営で存続の危機です。介護報酬減引下げに対応した自治体独自の財政支援は世田谷(2024 年度)に続き、今年度は品川区(訪問介護事業所約 60 か所を対象に 1 事業所当たり 12 万から 240 万円を支援)でも始まっており、文京区でも実施すること。
- ② 介護事業所に実施している区独自の物価高騰支援を引続き実施すること。
- ③ 国に 2026 年度当初からの介護報酬引上げの緊急改定を求めること。また、2027 年度の介護報酬改定で狙う利用料の 2 割負担の拡大、ケアプランの有料化、要介護 1・2 保険給付外しの 3 大改悪は行わないよう国に求めること。
- ④ 旧区立特養「千駄木の郷」の運営法人引継ぎについては「後継となる事業者にも、職員の雇用の安定に極力の配慮を求める」(区長答弁)、「職員の継続雇用について最大限の配慮を求める」(決算総括答弁)との答弁通りに、区の責任で現職員が後継事業者に同一の雇用条件、同一の勤務体制で継続勤務できるようにし、千駄木の郷の介護の質を維持し守るとともに、利用者・家族の要請に応えること。
- ⑤ 旧区立特養「白山の郷」の運営法人撤退や大規模改修に際して、他施設へ移った入居者・ディサービス利用者について、改修後には区の責任で同一条件で「白山の郷」に戻れるようにすること。
- ⑥ 介護の要である旧区立 4 特養は、区立に戻すこと。
- ⑦ 居宅介護支援事業所が過去 6 年で 11 事業所減り 42 事業所(令和 6 年度末)となり、ケアマネ 1 人のみの事業所も 15 事業所(令和 6 年 9 月)であるため、区の責任でケアマネジャーを確保し、ケアマネが見つからないという実態を改善すること。
- ⑧ 区内でデイサービスの利用ができず、デイサービス難民が生まれている現実を直視して、通所や訪問系の介護サービスが区内で利用できるよう、区の責任を果たすこと。
- ⑨ 介護保険の住所地特例で文京を離れた高齢者は 768 人(令和 6 年)に達することから、特養ホーム、老健、高齢者グループホーム等の入所施設を区の責任で区内に確保すること。
- ⑩ 介護保険への国の支出を増やし、現役世代も安心できる公的介護の確立のために、以下について国に求めること。
 - ア) 介護保険の公費負担割合を 50%から 60%へ引き上げること。
 - イ) 介護保険料を引き下げること。
 - ウ) 「全産業平均より月 7 万円以上低い」とされる介護職員(ホームヘルパー・ケアマネジャー・職員)の低賃金の改善のため、公費助成で賃上げし処遇改善をすること。

《高齢福祉について》

- ⑪ 区の65歳以上の補聴器購入助成は上限額を7万2450円に引き上げましたが、購入平均額は33万8000円であり、助成額を引き上げること。また、対象年齢を引き下げ、一人ひとりに合った使用ができるよう、江東区等が行っている補聴器の調整の相談事業や足立区で行っている聞こえの相談事業もあわせて行うこと。
- ⑫ 高齢者や障害者、経済困窮世帯や生活保護利用世帯などを対象に、エアコン購入・設置・修繕に補助を行うこと。
- ⑬ シルバーパスは年間12,000円で購入できるようになりましたが、荒川区のように区が上乗せして1,000円にすること。
- ⑭ 区の責任で区内に「無料低額診療制度」を実施する医療機関を確保し、合わせて都立病院に「無料低額診療制度」実施するよう要望すること。

《国民健康保険・後期高齢医療制度・社会保障について》

- ⑮ マイナンバーカードもマイナ保険証も任意取得の制度であるにも関わらず、政府はマイナ保険証の一本化を強行する一方、マイナ保険証を持たない加入者に、名称を変えただけの資格確認書を交付するなどの対応を決めたが、医療関係者や自治体の現場の事務量を増やす結果となっており、国民が医療を受ける権利を守るため、暫定措置を繰り返すのではなく、従来の保険証の併用を認めるよう国に求めること。
- ⑯ 国保の均等割は18歳未満までを廃止するよう国に求めるとともに、区独自に負担ゼロとすること。
- ⑰ 国保料の高騰を抑制するため、全国知事会が国に要望した「1兆円の公費負担増」を早期に実現させるため、国や関係機関に区として働きかけること。
- ⑱ 国保加入者は所得が低い世帯が多いのに、「協会けんぽ」等と比べ保険料が高いことから、法定外繰入を継続・拡充するよう区として責任を果たすこと。
- ⑲ 国保料の滞納が2171世帯で、国保加入世帯の7.2%に達しており、これは国保制度の構造的な欠陥を浮き彫りにしている。国民皆保険制度の趣旨に基づき保険料納付相談を丁寧に行い、加入者の医療を受ける権利を侵害しないこと。
- ⑳ 後期高齢者医療の非課税者の窓口負担をなくすこと。
- ㉑ 後期高齢者医療の2割化された窓口負担を1割に戻すよう国に要望すること。
- ㉒ 高額療養費制度の負担限度額の引き上げはやめるよう国に求めること。
- ㉓ OTC類似薬の保険適用外しをやめるよう国に求めること。

《障害福祉について》

- ⑳ 障害福祉給付費の当初額が令和3年度から4年連続して当初予算の不足により増額補正したことの検証を行い、原因を明らかにし、当初予算の計上は障害福祉の給付ニーズを反映した規模にすること。
- ㉑ 障害福祉事業所に実施している区独自の物価高騰支援を引続き実施すること。
- ㉒ 障害者福祉サービス利用者の居住地特例が206人（令和7年度）に達することを受け、障害者グループホームと障害者住宅増設や障害者への家賃補助を実施すること。

- ⑳ 30 年前と変わらない心身障害者等福祉手当は増額すること。
- ㉑ 障害者福祉作業所で月数千円の工賃で働く利用者の職場旅行・健診・交通費支援を行うこと。
- ㉒ 放課後等ディの利用料を無料にすること。
- ㉓ 障害者が特別支援学校を卒業した後の平日夕方の余暇活動を支援する全国一律の給付サービスがない「18歳の壁」について、新たな障害福祉サービスをつくるよう国に求めると共に、当面の間、区独自に課題を解決できるようにすること。

《生活保護制度について》

- ㉔ 2013 年から 2015 年にわたる国の生活保護基準の大幅引き下げを違法とした 2025 年 6 月の最高裁判決を受け、国に全被害者への全額補償を求めること。
- ㉕ 生活保護申請の要件ではない扶養照会は、実施しないこと。
- ㉖ 生活保護制度の目的を広く周知するため「生活保護のご案内」を庁内の各窓口、地域活動センター等に置くこと。また、生活保護は権利であることの内容がわかるポスターの作成、チラシの全戸配布、区報の一面で特集するなどして、区民に広く知らせること。
- ㉗ 生活保護利用の実態と自立助長という制度目的に基づき、夏季加算や移送費の支給を行うと共に、制度利用者死去の際の清掃費を復活すること。
- ㉘ ひきこもり当事者の家族会の活動に係る経費や相談支援を受けるためにかかる会費や交通費などについて、区として補助すること。

五、命と健康を守る保健衛生の拡充を

- ① 長期入院している精神障害を持つ方が、医療の必要性がなくなっても在宅復帰できず入院を継続せざるを得ない実態が明らかになっており、障害者グループホームと障害者住宅を増設し、家賃補助も行い社会的入院を解消するため区の責任を果たすこと。
- ② 精神障害者福祉手当の額は物価高騰を考慮し、増額すること。
- ③ 公衆浴場を実施している区独自の物価高騰支援を引続き実施すること。
- ④ 新興・再興感染症から区民の命を守るため、保健所を2か所体制とし強化すること。
- ⑤ インフルエンザ予防接種は高齢者向けが区の独自措置で自己負担が解消されたことに倣い子ども向けも無料にすること。
- ⑥ 高額となったコロナ感染症の治療薬は、インフルエンザ並みの負担となるよう国に求めるとともに、区として補助すること。
- ⑦ がん検診に腫瘍マーカーを導入し、区民検診には聴力検査を追加すること。また、医師の判断で実施する心電図、眼底検査など検査項目は基本項目にすること。
- ⑧ 小林製菓の紅麹サブリの健康被害で明らかになったように、「機能性表示食品制度」には、安全性・効能について国の審査はなく企業任せとなっていることから、現行制度は廃止し根本から見直すようを国に求めること。
- ⑨ 都の地下水概況調査で文京区内の井戸から発がん性があり、低体重児など人体への健康被害が指摘されている有毒物質 PFAS が 2021 年度から 2024 年度まで 4 年連続で国の暫定指針値を超えており、区として原因調査を行い、除去対策を行うこと。
- ⑩ PFAS による汚染と汚染源の調査、汚染の除去、健康被害防止策、PFAS 規制値の設定や米軍基地での PFAS を含む泡消火剤漏出事故の調査を国に求めること。
- ⑪ 区内では建物一棟すべてを丸ごとの民泊施設にするケースが出てきており、騒音やゴミ問題に対する不安の声が寄せられています。住環境を守るため中央、荒川、目黒、江東のように民泊営業が可能な日数は区内全域で週 2 日間とし、開設時の説明会開催や建物の出入口への民泊営業の標識掲示を義務づけること。また、拡充したルールは既存施設にも遡及適用すること。尚、国にはこれらルールの法定化を求めること。
- ⑫ 区内で開業が相次ぐ「フロントのないホテル」について住民から不安の声が寄せられています。帳場必置とスタッフ常駐を区独自に義務付け、国に法改正を求めること。

六、子育て支援をすすめる、子どもの健やかな成長保障のために

- ① 認可保育園の保育士配置基準が見直され、3歳児は15:1、4～5歳児は25:1となりましたが、早急に1歳児の6:1の配置基準の改善と経過措置を解消できるよう、保育公定価格の抜本的引上げと一体に国に求めること。
- ② 国が保育士配置基準を拡充するまでの間、区独自に条例改正し、児童福祉法の最低基準を上回る基準で保育を実施すること。2022年度から始めた区独自の保育士加配のための事業を継続するとともに、条例上の基準を策定して実施すること。
- ③ 保育園や育成室(学童保育施設)、乳児院に実施している区独自の物価高騰支援を引き続き実施すること。
- ④ 区立保育園の空調の更新や外壁・内装改修など、老朽化対策を急ぎ、廊下や玄関にも空調を設置すること。
- ⑤ 保育園での短時間バイトアプリ使用による雇用は禁止すること。
- ⑥ 区が支出した2015年度～2024年度迄の10年間分の私立認可保育園の運営費のうち約47億円が「流用」の協議対象とされています(2024年度中の協議は約7.1億円)。保育会社の本社や区外で介護など保育以外の事業にも使われ、保育士の低賃金の要因です。文京区の保育予算は文京区の子どもの全額使われるべきであり、株式会社に認可保育を解禁するため2000年に始まった「弾力運用」はやめるよう国に求めること。
- ⑦ 0～2歳の保育料無償化の経費を国も負担するよう求めること。無償化の対象となった認可外保育施設については、厚労省の指導監督基準を満たすよう援助し、また認可化支援事業を活用するよう働きかけること。
- ⑧ こども誰でも通園制度の本格実施にあたっては、公的保育の一環として実施できるよう、保育公定価格の抜本的引き上げ含め、国に求めること。
- ⑨ 2025年度に74名に達した育成室の待機児童を直ちに解消すること。そのために「育成室待機児童解消加速化プラン」に待機児解消に必要な定員数と整備期限を示すこと。
- ⑩ 育成室の条例上の定員は1クラス「おおむね40人」であるにも関わらず、40人を1割超過する育成が25室に達しています。直ちに区立育成室を増やし全育成室の定員は40人以下にして、待機児童を解消すること。
- ⑪ 放課後の児童の成長を保障するため、育成室の利用料とおやつ代を無償にすること。
- ⑫ 近年の猛暑も踏まえ、子どもの遊び場を確保するために児童館は日曜日にも開館し、区立小中学校の体育館も空調をつけて解放すること。
- ⑬ 児童相談所の開設(2025年4月)により「社会的養護を必要とする」子どもに関する事務事業が移管され、区の責任と役割はより重いものになることから、開設計画に明記された人員だけでなく、必要に応じ人員体制を万全にすること。
- ⑭ 区児相と子ども家庭支援センター、保健サービスセンター、都児相の役割分担や連携体制を明確にし、切れ目のない対応を可能にして事業を進めること。

- ⑮ 大塚地域活動センター跡地に設置する第2の「青少年プラザ」は、子どもたちの意見・要望を十分聞き取り、反映された施設とすること。
- ⑯ 子どもの権利条約が生きる社会を
子どもの権利条約は、1. 生命・生存及び発達に関する権利、2. 子どもの最善の利益、3. 子どもの意見の表明、尊重、4. 差別の禁止の4原則を掲げ、国連で1989年に採択されました。現在国連加盟国数を上回る196の国と地域で締結され、世界で最も広く受け入れられている人権条約であるにも関わらず、日本は条約批准から30年経過してもその精神が生かされていません。子どもの権利条約を子どもと大人に本格的に普及させること。
- ⑰ 区の「子どもの権利条例」制定に向けて、子どもの権利条約の精神に則った実効ある区の政策を進めるために
- ア) 子どもに関する区の計画等について子どもの意見を聞く「子ども会議」や推進計画等、子どもの取組みを検証する「子どもの権利委員会」を設置すること。
 - イ) 安心して相談できる仕組みとして子どもの権利侵害への速やかな補償を図る「子どもの権利救済委員会」を設置し、相談で解決できない時の対応も示すこと。
 - ウ) 競争主義を脱却し子どもを学びの主体としてとらえ、個に寄り添う教育など、今後の教育実践を子どもの権利の視点で捉えなおしていくこと。
 - エ) 障がい者の方々が自立生活を実現しようとする運動の中で「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」と言っていましたが、これらは子どもたちにとっても同じ願いで、これが生かされる条例にすること。
 - オ) 教職員含め子ども施策に関わる大人全てが子どもの権利について学び、子どもの意見表明権の機会の確保を行うこと。

七、子どもが安心して学べる学校教育の推進を

- ① 給食無償化経費は義務教育にふさわしく、国に負担するよう求めること。
- ② 区立小中学生の教材費の保護者負担は年間 2 億 8 千万円、修学旅行費や移動教室の保護者負担は約 8 千万、卒業アルバム代の保護者負担は約 1 2 0 0 万円であり、これらを区独自に無償化すること。
- ③ 就学援助の新入学用品費は制服や体操着を用意する上で増額すること。
- ④ 柔道着や彫刻刀等は区が管理・無償貸与すること。
- ⑤ 高すぎる大学・専門学校の学費は半額に、大学入学金制度の廃止を国に求めること。
- ⑥ 区独自の給付型奨学金制度を作り、若年者の奨学金の返還を支援すること。
- ⑦ 小学校全学年での 35 人学級実施に続き、中学校でも全学年で 35 人学級を直ちに実現し、高校での 35 人学級の 2026 年度実施を国・都に求め、国には 30 人学級の実施を求めること。
- ⑧ 学校図書館司書は区の直接雇用にすること。
- ⑨ 今後予定される学校改築では、仮設校舎の自校敷地内方式をやめた小日向台町小学校改築に倣い、仮設校舎を別の場所に確保すること。
- ⑩ 特別教室改修(16 小中学校 93 教室)は令和 9 年度以内に確実に完了させること。工事は区内事業者に発注し、職員室の改修についても計画を策定し、工事に着手すること。
- ⑪ 学校での電力容量不足解消のため、受変電設備の更新を急ぎ、抜本的な増強を図ること。また、校内ネットワーク環境の改善を順次ではなく直に行うこと。
- ⑫ 青柳・関口台町小学校、本郷台中学校の老朽化したエアコンを更新すること。また、柳町・小日向台町・千駄木小学校も改築を待たず更新すること。
- ⑬ 学校体育館のスポットエアコンは一掃し、一気に本格エアコンに取り換えること。
- ⑭ 校舎の最上階にある普通教室は 15 小学校 95 教室、6 中学校 17 教室あり、断熱化は令和 9 年度以内に完了させ、さらに避難所となる体育館の断熱化も進めること。
- ⑮ 教員給与特別措置法（給特法）は教員に残業代を支給させず、長時間労働の温床になっており、国に「定額働かせ放題」の給特法廃止と教員定数を抜本的に増やすよう求めること。
- ⑯ 不登校の児童・生徒が教育センターや自宅等で授業や勉強ができるようサポートし、オンラインでの授業配信も活用する等、子どもの教育を受ける権利を保障できる体制をつくること。
- ⑰ 小中学校の問題行動において、いじめは R4 年度から R5 年度で小学校 169%、中学校 181%と大幅に増えている。ストレスを抱える子どもたちの相談対応、心のケアを充実させるために、スクールカウンセラーは増員を図り週 5 日各学校に正規職員で専任配置し、スクールソーシャルワーカーは週 2 日配置目指し増員すること。区の相談窓口にもつながれるよう周知を徹底すること。

- ⑱ 学びの居場所架け橋計画は、小学校 10 校、中学校 10 校で開設され、小学校 118 人、中学校 52 人が利用しています。未開設の小学校 10 校（指ヶ谷、林町、明化、関口台町、小日向台町、大塚、湯島、誠之、根津、駒本）にも設置し、指導員は専門職で正規雇用とし、子どもにとって安心の居場所になるようにすること。
- ⑲ 「部活動の地域移行」では、経済的な理由で子どもたちの活動機会が失われることはあってはならず、受益者負担を適用しないこと。
- ⑳ 都教育委員会は特別支援教室のガイドラインを改訂し、特別支援教室の巡回指導職員の配置基準を生徒 10 人に 1 人から 12 人に 1 人に引き下げたが、配置基準を 10 人に 1 人にもどすよう都に要望すること。
- ㉑ 学校給食の食材の放射能汚染チェック体制を継続し、遺伝子組み換え食品の排除で、食の安全を守ること。
- ㉒ 学校給食に無農薬の米や野菜など有機農産物を使用し、オーガニック給食を実施すること。
- ㉓ 東京都が 2023 年度都立高校入試に導入した英語スピーキングテストは、試験を前半と後半に分けて実施したことによる漏洩リスク、不受験者が受験者より高い点数が与えられる「逆転現象」が起きるなどの致命的な欠陥がある。また、2024 年度はタブレットの不具合で長時間待たされた、別の日に再受験となったなど等のトラブルが発生し、2025 年度も会場の机の配置などに時間を要し、一部会場で最大 1 時間程度、試験終了が遅れるトラブルが発生している。杜撰なテストを入試に活用しないよう都教委に強く求めること。
- ㉔ 保護者の仕事などで学校始業前に登校せざるを得ない小学生が校内で安心・安全に過ごすことのできる「朝の居場所」を確保すること。その際、品川区のようにパンやおにぎりなどの朝食の無償提供も合わせて行うこと。

八、男女の賃金格差是正、個人の尊厳と真のジェンダー平等を実現するために

- ① 戸籍住民課証明発行業務委託では 2013 年 12 月の委託開始以来の 277 人が離職し（2025 年 9 月末）就業者における女性の割合は 98.2%に達しており、その原因を調査し公表すること。
- ② 企画課の女性職員の割合は 31.6%、防災課の女性職員の割合は 30%であり、男女比が偏ることのないよう、あらゆる部署で男女比均等化を図ること。
- ③ 区の女性管理職は、令和 2 年度 8.1%、3 年度 10.3%、4 年度 10.3%、5 年度 12.6%、6 年度は 10.3%、7 年度は 11.8%と低迷している。女性管理職の割合についての目標を設定し、取り組みを具体化すること。
- ④ 会計年度任用職員は 2020 年度の 1,630 人から 2025 年度は 2024 人であり、その内 77.3%の 1565 人が女性です。区として会計年度任用職員の部署別、年齢別の男女別人数を調査し、会計年度職員のほとんどが女性である原因を調査し公表すること。
- ⑤ 正規職員が担うべき専門性と継続性が求められる教員、保育士、図書館司書、女性相談支援員、児童館職員等で、会計年度任用職員が年々増加していることから、正規職員として雇用すること。
- ⑥ パートナースhip制度に続き、ファミリーシップ制度を導入すること。
- ⑦ パートナースhip制度の宣誓書について、文京区から転出する場合、返却するよう定める要綱を改定して、一律な返却を求めないようにすること。
- ⑧ 選択的夫婦別姓制度を早期に実現するよう国に求めること。
- ⑨ 日本は女性差別撤廃条約を批准し 2000 年に発効していますが、関連する選択議定書も直ちに批准するよう国に求めること。

九、生涯学習・スポーツ・文化振興のために

《スポーツ施設について》

- ① スポーツ基本法が「スポーツは国民の権利」と示していることから区立スポーツ施設を無償化するとともに、鷗外記念館やふるさと歴史館の入館料を区の責任で無償化すること。
- ② 総合体育館のプールエリア全体に渡るカビ・サビ発生の第三者的・客観的・科学的検証を行い、議会と区民に報告するとともに、緊急の再発防止策とあわせ大規模改修の計画を策定し実施すること。
- ③ 竹早テニスコートについては、利用ニーズに応えるため、目白台運動公園や区立学校の校庭、東邦音大土地など含め、区内の他施設含めて分散・増設できるようにすること。

《区立図書館について》

- ④ 区立図書館が指定管理に移行されて既に10年超が経過していますが、2010～2024年度までに指定管理の職員の離職は403人(2010～2014年度 137名、2015～2019年度 152名、2020～2024年度 114名)に上っています。業務の安定性や区民サービスの拡充、働く人材の確保・育成の上からも実態把握と検証を行った上で直営に戻すこと。
- ⑤ 区立図書館の図書の購入は区内の書店に限定すること。
- ⑥ 竹早公園やテニスコートを含めた一体型の整備が予定されている小石川図書館の建て替えの「中間のまとめ」の3章と5章以下は白紙にして、子どもを含めた区民の声をよく聞き、基本計画の策定を急ぐこと。また、中断しているワークショップの再開の見通しと、庁内での検討状況などを議会と区民に報告すること。
- ⑦ 根津や大塚みどり図書室の拡充や図書館空白地域である向丘・白山下地域に図書館を設置すること。
- ⑧ 「石川啄木終焉の地」隣地の高齢者施設敷地内にある、啄木の「歌碑」と「顕彰コーナー」は区が管理し、毎日開設すること。都旧跡「石川啄木終焉の地」石碑を譲り受け、小石川図書館に展示する等、「啄木コーナー」の充実を含め、区とのかかわりを広く周知すること。

十、みどりを守り、住み続けられる住宅対策、バリアフリーのまちづくりのために

《環状3号線計画》

- ① 環状3号線の影響について、区長は初めて「買収やそれに伴う移転、生活再建などに加えて、工法や整備形態によっては工事期間の長期化による、居住環境への影響が想定されます。また、地域内の行き来がしづらくなることにより、生活動線や地域コミュニティへ影響が出るなどの可能性も考えられます」と答弁されましたが、まち壊しそのものである環3計画については、答弁の立場で都に対し廃止するよう求めること。

文京区議会は1980年10月、全議員により、「環状3号線の廃止を求める意見書」を可決、12月には区都市計画審議会、さらに81年には区長が都に対し、廃止を求めています。こうした経緯をふまえ、小日向、播磨坂、白山下、向丘、弥生のおよび良好な住宅地と植物園や根津神社など歴史や文化を壊すことは認められません。地下道路建設などに反対し、「播磨坂桜並木」の末長い保存を図ること。

《みどり・公園》

- ② 区が24年度までの12年間で再整備した38か所の公園で、850本の樹木が伐採されましたが、新たに植樹したのは267本だけで、差引き583本の木が減ったことが分かりました。公園再整備においては樹木を減らさず保全し、再整備が終わった公園では樹木を増やすこと。
- ③ 区内の樹冠被覆率が2013年14.2%から2022年12.3%に、23区も9.2%から7.3%減少したとの研究者の指摘を検証しつつ、ヒートアイランド緩和、雨水吸収、大気汚染対策、熱中症予防など、都市の樹木が果たす役割は極めて重要であり、区として樹木の保全と樹冠被覆率の目標を持ち、東京都も持つよう働きかけること。
- ④ 公園や区道などの樹木・街路樹の保全・育成のための予算を抜本的に増やし、数年に一度の強剪定ではなく、枝葉を広げ樹形を保ち高木を育てる緑保全の計画を立てること。
- ⑤ 公園再整備基本計画による整備実績が年間工事4か所、設計4か所では不十分であり、年ごとの整備計画を明らかにして、整備箇所数を抜本増すること。
- ⑥ 暑さ対策として公園のじゃぶじゃぶ池は積極的に設置し、利用期間も拡大すること。
- ⑦ 公衆・公園等のトイレ整備計画は、2020オリンピック開催までに、だれにでも優しいトイレにするとし、2017年～20年の4か年計画で53か所の整備を目標としましたが、未だに完了していません。残りについて直ちに整備計画を作り完成させること。

《住まい》

- ⑧ 新築マンションだけでなく中古マンション価格も異常高騰し、普通に働く勤労者が文京区内に住めない深刻な事態です。

千代田区が不動産協会に対し、区内の投機目的でのマンション取引防止を目指し、

市街地再開発事業で販売されたマンションは、購入から 5 年間転売できない特約を付すこと、同一の個人や法人が同じマンション内で複数物件購入の禁止を求めています。また、国や都に対し、短期で転売した場合の譲渡所得税の引き上げ等、投機目的での転売を抑制する有効な施策を講じるよう求めており、文京でも同様な対策を取ること。

- ⑨ 若者計画策定に向け行った 19～39 歳までのアンケートで、約 6 割が居住費の負担が重いと回答し、同時に 35～39 歳の人口が減っていることが明らかになっていることから、安心して子育てができるよう家賃助成制度を創設すること。
- ⑩ シルバーピアの単身者向け応募者入居年齢は平均 85 歳、最高 93 歳で、年間入居者見込みは 31 名で、高齢者の住宅確保は依然困難です。安心して区内に住み続けられるよう、21 年間新規建設ゼロのシルバーピアなど公的住宅の増設を行うこと。
- ⑪ 「すまいる住宅登録事業」を検証し、月 6 万円以下の登録住宅を抜本的に増やすと共に、家賃補助も実施すること。
- ⑫ 高齢者・障害者・ひとり親などへの住宅確保の責務を果たすために、福祉政策課、高齢福祉課、生活福祉課（障害福祉課）の緊密な連携により支援すること。
- ⑬ 条例改正は議会の議決が必要であるにも関わらず、住宅マスタープラン見直しの際、住宅基本条例の見直しを実施するとして住マス見直し業務委託プロポーザル募集要項に入れたことは言語道断であり、撤回すべきです。
- ⑭ 従来の住宅マスタープラン巻末の資料編に明記していた住宅基本条例を新住宅マスタープランでは削除しました。住宅政策の「根幹」である住宅基本条例と全議員提案の附帯決議を明記すること。
- ⑮ 住宅基本条例第九条「区立住宅の供給」や第十一条「家賃助成等」の責務の具体化として、高齢者、障がい者、低所得者等への新規住宅供給をすること。約 8000 戸の「空き家」を区が借り上げ、家賃助成するなど低廉な住宅を提供すること。

《まちづくり・バリアフリー》

- ⑯ B-ぐるの土日祝日のダイヤが 1 時間 2 便運行となっている事態を解消すること。
- ⑰ 千石・白山・大塚等の公共交通不便地域に区役所までの B-ぐる第 4 ルート、目白台神田川沿いや旧中山道も走らせるとともに、第 1～3 ルートの逆回りの実現とシルバーパスを使えるようにし、100 円で区内どこでも行けるよう移動保障をすること。
- ⑱ 東京メトロが打ち出している「一駅 2 ルート」のエレベーター設置等について、根津・千駄木、江戸川橋駅など全駅で推進すること。また、都営三田線千石駅、白山駅、水道橋駅に 2 基目のエレベーターを設置するよう都に求めること。
- ⑲ 電動キックボードの規制が大幅に緩和され、最高速度 20 キロ以下の車体対象に免許不要とし、低速時は歩道走行も可能、ヘルメット着用も努力義務としましたが、法令違反が増加し、死亡事故も起きていることから規制強化を国に求めること。
- ⑳ 都市マスタープランは、区民参画のもと、進捗状況の検証を行い随時見直すこと。
- ㉑ まちづくりに関しては、大型開発を誘導するのではなく、CO2 排出削減に役立ち、安心して住み続けられることを基本にすること。

- ② 後楽2丁目南地区再開発は高さ170m、延べ床面積約28万㎡と区内最大の高層建築物となる予定です。事業総額・税金投入額はまだ明らかにしていませんが、春日・後楽園駅前再開発をはるかに超える計画であり、「文京区自治基本条例」第39条に基づき、住民投票条例を制定して実施し、安全性や環境問題、多額の税金投入等について、区民全体の意見で決定すること。

十一、災害から生命と財産を守る―防災・減災を最優先に

- ① 気候変動により激甚化・頻発化する豪雨対策で、東京都は降雨量を 2023 年の改定では都内全域で時間 10 ミリ引き上げ、23 区では 75 ミリから 85 ミリに引き上げました。区として 85 ミリ対策を具体化するためにも、区独自に豪雨対策計画を策定するとともに、100 ミリ対策も継続して都に求めること。
- ② 区として 3 日分の非常用食糧を確保し、毛布、テント、段ボールベッド、折り畳みベッド、シーツ、パーティション、炊き出し用調理器具、投光器、女性に配慮した備蓄品等を抜本的に増やすこと。
- ③ 他の公共施設へも備蓄倉庫を拡充して備蓄物資の分散化を図ること。都立高校や大学、国有地の他、民間にも要請すること。
- ④ 墨田区にある東京都の備蓄倉庫からの運搬訓練実績はなく、直ちに実施すること。
- ⑤ 都の「東京都避難所運営指針」改定を踏まえ、区の避難所運営ガイドラインも 2026 年度中に改定しますが、その際、速やかにスフィア基準を満たす指針を作成すること。
 - ア) 避難所における避難者一人当たりの居住面積を 1.65 m²から 3.5 m²に改善することで、収容可能人数に対する想定避難者数の収容率は窪町小の 98%を除きすべてが 100%を超え根津小の 312.1%を始め 200%を超える避難所は 11 か所となり、近隣に新たな収容施設の確保は急務であり、早急に対応すること。
 - イ) 避難所のトイレの数は女性 3 : 男性 1 の割合とすること。
 - ウ) 暖かい食事の提供が可能な体制をとること。
- ⑥ 在宅避難に備え、1 週間分の水や食料、携帯トイレの十分な確保ができるよう支援すること。
- ⑦ 在宅避難者の避難所での備蓄食料の受取りについてマニュアルを作成すること。
- ⑧ 中高層マンションのマンホールトイレ設置助成限度額を 95 万円に引き上げましたが、普及・促進するためにも更に増額すること。
- ⑨ 家具転倒防止器具の設置助成の対象が全世帯であることを周知徹底し、設置を行う業者が受託しやすくなるよう報酬の増額を行うこと。ガラス飛散防止フィルム普及促進のために、家具や寝室などの安全チェックを行い、申請手続きの具体的な支援を行うこと。
- ⑩ 耐震転倒防止グッズは多様で、自分でできる物も沢山あり、渋谷区では 1 万円助成しており、文京区でも助成制度をつくること。
- ⑪ 6 割が通電火災だったという阪神大震災の教訓をもとに、感震ブレーカーは木造住宅密集地域や高齢者・障害者中心の世帯へ全戸配布すること。
- ⑫ 区有施設における自家発電機の増量を行うこと。改築・改修を待たず、未設置の小中学校や、江戸川橋体育館、地域活動センターへの非常用電源を設置すること。
- ⑬ 避難する高齢者や障害者も利用しやすいよう、避難所となる全小中学校等のトイレの完全洋式化を行うこと。階段などの施設のバリアフリー化を急ぐこと。

- ⑭ 避難所が2階以上となる学校には、エレベーターを設置すること。
- ⑮ 区内には下水マンホールが8,848か所あるが、マンホールトイレとして使用できるのは323か所しかなく、残りを早急に耐震化してマンホールトイレの数を増やすこと。
- ⑯ がけ地改修助成は、現在の補助金額1,000万円を港区(5,000万円)のように大幅に引き上げ、補助件数も引き上げ、土砂災害警戒区域以外も適用すること。そして法人にも適用すること。また、がけ改修については、東京都に財政補助するよう区として要請すること。

十二、気候危機とよぶべき非常事態。気候危機打開のため、2050 年までに CO₂ 排出「実質ゼロ」を目指し、思い切った緊急行動を

- ① 区長は 2050 年までに CO₂ 排出量実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すと表明し、2030 年までの CO₂ 排出量削減目標を 56%としましたが、実質ゼロを具体化するためにはさらに削減する新たな計画に着手すること。
- ② 区として「気候非常事態宣言」を行い、「気候変動の危機」を企業や区民に周知すること。
- ③ 市民が直接参加し気候危機対策を話し合い、計画や施策に反映していく「気候市民会議」を設置し、気候変動対策に区民参加で取り組む機運と体制をつくること。
※気候市民会議の特徴は、特定の業界や利害関係者の強い影響を受けにくい多様な市民に共通する意見が反映され、効果の大きい気候変動対策を提示することができると言われています。
- ④ 近年の猛暑対策として設置された「涼み処」は、民間への拡大もさらに促して増やし、幟ももっと目立つようにすること。
- ⑤ 熱中症対策で設置したマイボトル用給水機の 7, 8 月の水使用量が 500ml ペットボトル換算約 4 万 4 千本分の 2 万 2 千ℓで、CO₂ 排出削減効果が約 600 本分の杉の木の間年吸収量に相当する約 5, 200 kgとなりました。さらなる利用を促し、気候危機対策を強化すること。
- ⑥ ビン、缶、ペットボトル回収時のコンテナ設置・片付けは豊島区のように区が行うこと。
- ⑦ 太陽光発電など再生可能エネルギーの活用を区としても積極的に促進し、全区有施設への再生可能エネルギー導入を図ること。
- ⑧ 原発の運転が優先され再生可能エネルギーの出力抑制が行われているため、再生可能エネルギー普及が妨げられており、国に再エネ優先に切り替えるよう求めること。
- ⑨ 区内のビルの屋上や壁面を利用した太陽光発電と蓄電池をセットで設置することを促進させ、「Z E B」(ゼロ・エネルギー・ビルディング)、「Z E H」(ゼロ・エネルギー・ハウス)を促進させるための啓発、省エネ・断熱改修助成等を拡充し、地元中小事業者への発注も促進すること。対象を所有者や管理組合にも広げ、区内事業者と連携して周知イベントを開催すること。
- ⑩ 自然冷媒ヒートポンプ給湯器、高日射反射率塗料についても、区内事業者へ制度の周知を徹底すること。
- ⑪ 再配達を減らすための宅配ボックス設置助成や節水効果のあるシャワーヘッド購入助成を行うこと。